

食品営業許可書

船橋市保衛指令第33310002号
令和 2年 1月31日

株式会社
様

船橋市保健所長 筒井 勝



食品衛生法第52条第2項の規定により、下記のとおり許可する。

記

- 営業の種類 添加物製造業
- 営業所の名称
屋号 又は 商号
- 営業所所在地
- 許可番号 第31- 2号
- 許可の有効期限 令和 8年 1月31日
- 許可の条件 この許可書の効力は令和 2年 2月 1日から生じる

21441-0109-継続

裏面に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示があります。